

| | |
|------------------|---|
| Title | 在外子会社の経営実態と会計処理の関係 |
| Sub Title | The relation between the actual management condition of foreign subsidiaries and the accounting process |
| Author | 澤井, 康毅(Sawai, Koki) |
| Publisher | 慶應義塾大学出版会 |
| Publication year | 2014 |
| Jtitle | 三田商学研究 (Mita business review). Vol.57, No.1 (2014. 4) ,p.27- 42 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | <p>近年、グローバル化の進展に伴い、企業の経営活動は容易に国境を超えるようになった。貿易の活発化はさることながら、在外企業に対し実質的な支配権を行使することを目的とした対外M&Aも増加傾向にある。しかし、この対外M&Aは、財務会計の分野において十分に検討されているとは言えない。本稿は、対外M&Aの会計処理を、</p> <p>多国籍企業経営論の視点を織り込みながら考察するものである。会計が、一面において財や経営の実態を写像する行為だとすれば、在外子会社の経営実態を分析し、その実態に整合する会計処理を導出することには意義がある。</p> <p>上記の問題意識の下、対外M&Aに関する会計処理を分析すると、在外子会社の経営実態としては、ただ1つのものが想定されていることがわかる。これを問題点と捉え、以降、在外子会社の経営実態を4つに分類し、それぞれの経営実態と統合的な会計処理を導出している。</p> <p>Recent years, corporate operation easily crosses a national boundary hand in hand with the development of globalization.</p> <p>Not only trade but cross border M&A with the aim of gaining its control on foreign company tend to increase.</p> <p>However, the cross border M&A isn't considered well from financial accounting view.</p> <p>This article deals with the accounting process of it while mentioning the theory of multinational corporation management.</p> <p>I propose the accounting process so as to adjust the actual management condition of foreign subsidiary.</p> <p>Concretely, I suppose four actual management conditions to advance the argument.</p> |
| Notes | 研究ノート |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20140400-0027 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

在外子会社の経営実態と会計処理の関係

The Relation between the Actual Management Condition of Foreign Subsidiaries and the Accounting Process.

澤井 康毅(Koki Sawai)

近年、グローバル化の進展にともない、企業の経営活動は容易に国境を超えるようになった。貿易の活発化はさることながら、在外企業に対し実質的な支配権を行使することを目的とした対外 M&A も増加傾向にある。しかし、この対外 M&A は、財務会計の分野において十分に検討されているとは言えない。本稿は、対外 M&A の会計処理を、多国籍企業経営論の視点を織り込みながら考察するものである。会計が、一面において財や経営の実態を写像する行為だとすれば、在外子会社の経営実態を分析し、その実態に整合する会計処理を導出することには意義がある。

上記の問題意識の下、対外 M&A に関する会計処理を分析すると、在外子会社の経営実態としては、ただ 1 つのものが想定されていることがわかる。これを問題点と捉え、以降、在外子会社の経営実態を 4 つに分類し、それぞれの経営実態と整合的な会計処理を導出している。

Recent years, corporate operation easily crosses a national boundary hand in hand with the development of globalization. Not only trade but cross border M&A with the aim of gaining its control on foreign company tend to increase. However, the cross border M&A isn't considered well from financial accounting view. This article deals with the accounting process of it while mentioning the theory of multinational corporation management. I propose the accounting process so as to adjust the actual management condition of foreign subsidiary. Concretely, I suppose four actual management conditions to advance the argument.

研究ノート

在外子会社の経営実態と会計処理の関係*

澤井 康 毅

<要 約>

近年、グローバル化の進展に伴い、企業の経営活動は容易に国境を超えるようになった。貿易の活発化はさることながら、在外企業に対し実質的な支配権を行使することを目的とした対外M&Aも増加傾向にある。しかし、この対外M&Aは、財務会計の分野において十分に検討されているとは言えない。本稿は、対外M&Aの会計処理を、多国籍企業経営論の視点を織り込みながら考察するものである。会計が、一面において財や経営の実態を写像する行為だとすれば、在外子会社の経営実態を分析し、その実態に整合する会計処理を導出することには意義がある。

上記の問題意識の下、対外M&Aに関する会計処理を分析すると、在外子会社の経営実態としては、ただ1つのものが想定されていることがわかる。これを問題点と捉え、以降、在外子会社の経営実態を4つに分類し、それぞれの経営実態と整合的な会計処理を導出している。

<キーワード>

対外M&A、のれん、在外子会社、状況的アプローチ、経営実態、連結基礎概念、外貨換算会計処理、資本連結会計処理

1. はじめに

2007年に生じた世界的金融危機による景気の悪化、東日本大震災は、わが国に空前の円高をもたらした。日銀が積極的な金融緩和策を打たなかったことや、国内企業が対外資産を円に転換するとの観測も相俟って、円に資金が流れ込んだ。円高は、わが国企業にとり輸出の減少を招く点で悪材料となるが、その一方で、対外M&Aを行うには、またとない好機となった。積みあがった手元資金も、企業の積極的な海外展開を後押しした。事実、2012年度の対外M&Aは、件数、金額ともに過去最高を記録している¹⁾。グローバル化の波や、こうした経済状況が当面続くとすれば、対外

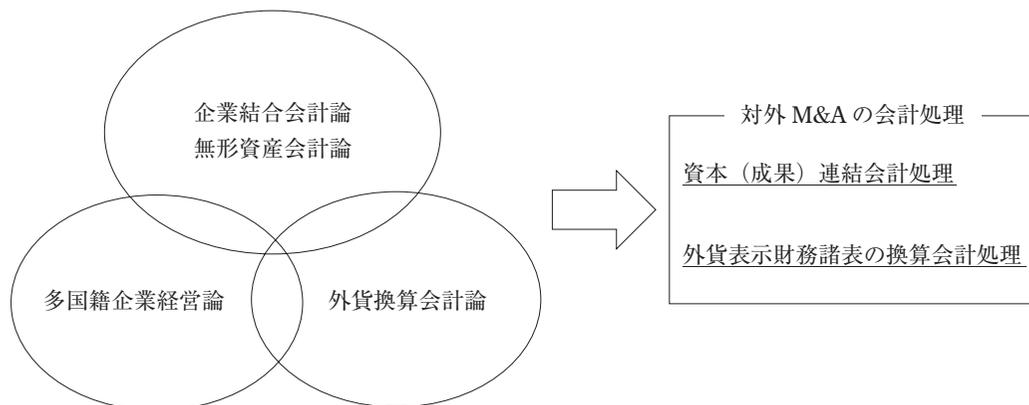
M&Aはわが国企業にとって一層重要な戦略となっていくだろう。しかし、財務会計論の面から対外M&Aの会計処理を論じた研究は意外なほどに少ない。実務指針に規定される会計処理は存在するが、その背景理論は不透明である。それを受けて本稿は、対外M&Aの会計処理の検討を主眼におくものである。

全体の流れを示すと以下ようになる。第2節

* 黒川行治教授からは、常日頃よりご教授を賜っている。本稿のテーマ設定、内容に関して、数多くの御示唆を頂いた。匿名の査読者2名の方からも貴重な御意見を頂いた。ここに記して感謝申し上げます。

1) 件数にして、515件、金額にして、7兆3390億円であった(MARR【2013】)。

図表 2-1 対外 M&A の会計処理を論じるための 3 視点



において、対外 M&A の会計処理を検討するために必要な視点を 3 つ挙げ、本稿で主とする視点を明確にする。具体的には、「多国籍企業経営論」の視点である。続く第 3 節では、対外 M&A に関する実務会計処理を説明し、主たる視点からの分析を行う。ここで、実務会計処理の前提となる在外子会社の経営実態がただ 1 つであることを示す。第 4 節では、在外子会社の経営実態を 4 つに分類し、第 5 節では 4 つの経営実態と会計処理の関係を考察する。最後の第 6 節では、これまでの要約と、今後の課題を簡記することにした。

2. 対外 M&A の会計処理を論じるための 3 視点と本稿における主たる視点

本節では、対外 M&A の会計処理に迫るために必要な視点をいくつか示す。考慮されるべきは最低でも 3 つある。1 つは、「外貨換算会計論」の視点である。財務諸表項目の換算会計処理は、「外貨換算会計論」という測定規約に支えられるものである。そして、換算の対象となる財の経済的実態は一様でなく、その違いに応じて換算会計処理も異なりうる。したがって、測定対象となる財の経済的実態を掴むことが肝要となる。とくに、のれんの経済的実態に関する理解には、「企業結合会計論・無形資産会計論」の視点が欠かせない。そこで、これがもう 1 つの視点となる。企業結合会計論はこれまで、子会社、関連会社の財務諸表項目の認識、測定の問題について、支配概念や連

結基礎概念等を用いることで、一定の帰結を導いてきた。無形資産会計論は、法的権利を表さない識別不能な無形財をのれんと定義することで、のれん概念の明瞭化に一役買って来た。そして、最後の視点として、対外 M&A に特有な要素である、在外子会社の経営実態に対する理解を挙げる。個別財の経済的実態を理解する必要性については先に述べたとおりであるが、それら個別財をどのように組み合わせて経営を行うか、すなわち在外子会社の経営実態も同様に理解されるべきである。経営実態に応じて、企業結合会計処理、換算会計処理も変わりうる。これを「多国籍企業経営論」の視点とする。

以上のように、「外貨換算会計論」、「企業結合会計論・無形資産会計論」、「多国籍企業経営論」という 3 つの視点を合わせながら、対外 M&A の会計処理を検討する（図表 2-1）。しかし、全ての視点を十分に盛り込んだ検討は、紙幅が限られているため難しい。そこで、本稿では、「多国籍企業経営論」の視点を中心に据え、必要に応じて他の 2 つの視点を織り込むことにする。「多国籍企業経営論」の視点から対外 M&A の会計処理をみる論稿はあまりない。会計が、財の経済的実態、企業の経営実態を写像する行為であるとすれば、経営実態から会計処理を論じることは重要である。このような問題意識が存していたこともあり、在外子会社の経営実態と会計処理の関係性について検討することとした。

3. 対外 M&A に関する会計処理の整理・分析

この節では、実務で用いられる在外子会社の連結会計処理について説明した後、外貨表示財務諸表の換算会計処理を説明する。同時に、「多国籍企業経営論」の視点から会計処理の分析を行い、その結果を示す。

3-1. 在外子会社の連結会計処理と付随する問題点

在外子会社の連結会計処理は、2009年に改正がなされるまでは、国内における連結会計処理と整合的であった。在外子会社の外貨表示財務諸表を本国通貨へ換算するという違いはあるものの、それを除けば、財務諸表項目の認識・測定において特段変わるところはなかった。ところが、2009年の改正では、のれん勘定の認識に大きな変化が生じた。これまで、のれんは、親会社の在外子会社への投資によって発生したものであるから、親会社に帰属するものであるとし、連結修正仕訳上で認識された。それが、改正後の会計処理では、のれんは在外子会社にもともと存在していた資産であるとされ、在外子会社の個別修正仕訳にて認識されるのである。⁴⁾

2) のれんの本質についての議論は長く続いているが、未だに決着をみていない。無形財とみる観念、超過利潤そのものあるいはその源泉とみる観念、単なる差額であるとみる観念、種々の財の有機的結合により生じるシナジーとみる観念に大別される(山内【2010】)。また、認識・測定の次元においては、資産として認識する、資本から控除するといった理論が存在する。ここでの主目的は、のれんの性質を論じることではないが、議論を展開するうえで、のれんを定義しておく必要がある。本稿では、のれんを「超過収益の源泉となる無形の資産」とひとまず措定しておく。以下の考察は、この定義に沿って展開されることになる。

3) 連結修正仕訳と同様に連結精算表を構成するが、個別仕訳とは異なる。

4) 連結修正仕訳上でのれん勘定を認識する方法も併存するが、ここでは扱わない。企業会計基準委員会【2007】76～79項参照。

要するに、のれんの発現場所の変更が、のれんの認識場所を変えたものと解釈できる。しかし、改正後の会計処理は、以下の点において問題を抱えていると感じる。すなわち、のれんの発現場所が、親会社の投資から在外子会社へと突然として変わり、在外子会社の個別修正仕訳上で認識されるに至った点である。そもそも、のれんの発現場所は、1つに決まるものではない。黒川【2004】によれば、のれんは、その発現場所により、①被取得会社に以前からある個別のれん、②被取得会社に結合後に発生する個別のれん、③取得会社に以前からある個別のれん、④取得会社に結合後に発生する個別のれん、⑤企業結合によってあらたに生じるシナジーとしての結合のれんに理論上区別される。これをもう少し粗く捉えれば、取得会社である親会社、被取得会社となる子会社、そしてその双方(連結企業集団全体)の3つが、のれんの発現場所ということになる。フレッシュスタート法——相互パーチェス法——の適用をひとまず脇におけば、子会社に存する個別のれん、連結企業集団全体から生じる結合シナジーが、認識・測定の対象となる。そのうえで、改正後の会計処理は、これらのれんの発現場所を在外子会社に限定している。しかし、のれんの発現場所に関する3つ(厳密には5つ)の区分は、理論的には与件であり、それを強引に1つに決めようとする⁵⁾ことには問題がある。

3-2. 在外子会社の外貨表示財務諸表の換算会計処理

次に、外貨表示財務諸表の換算会計処理について説明する。

3-2-1. 再測定と再表示の相違

外貨表示財務諸表の換算会計処理として提案されたものには、後に紹介するように、テンポラル法や決算日レート法等がある。これらの会計処理を異ならしめる基底的要因は、「再測定」と「再

5) 改正前の会計処理は、のれんを親会社の投資により発生する資産としている。これは、連結企業集団全体を発現場所とする結合シナジーであろう。のれんの発現場所を1つに限る点では、改正前後の会計処理は、同様の問題を抱えている。

表示」の適用の仕方にある。まずは、この2つの概念について述べ、その後、具体的な会計処理について紹介を行う。

我々が普段用いている「換算」というタームには、実は2つの意味が含まれている。1つは「再測定 (remeasurement)」の意、もう1つは「再表示 (translation)」⁶⁾の意である。

再測定とは、外貨で測定された財務諸表項目の属性を維持するように為替レートを選択、適用することである。例えば、外貨で測定された資産の属性が、資産に拘束された貨幣資本の大きさであるとするれば、その属性を維持する為替レートは過去に経営者が投資を行った日の為替レートとなる。また、外貨で測定された属性が、販売により回収される資本の大きさだとすれば、決算日レートを適用することが売却時価を示すことになる。この再測定の考え方は、本国通貨を最終的な測定単位とみなしており、複数レート法を支える根拠となっている。

再表示とは、外貨により測定された資産の測定値を、ある特定の為替レート（決算日レートが用いられることが多い）により本国通貨に変換することである。外貨を測定単位とみなしているため再測定を行う必要がなく、財務諸表項目の相互関連性を換算後も維持することに意義がある。単一レート法は、まさに再表示を全面適用した方法ということになる。

このように、換算と一口に言っても、再測定と再表示の意が混在している。本稿では、基本的に、再測定と再表示を含んだ意味で換算という用語を用いるが、必要に応じて分けて表記することとする。

以上を念頭において、在外子会社の外貨表示財務諸表を本国通貨に換算するための、代表的な会計処理を紹介したい。

3-2-2. 外貨表示財務諸表を換算するための諸会計処理

①テンポラル法

テンポラル法とは、外貨で測定された財の属性

に応じて、複数の為替レートを使い分ける、再測定の換算を体現した会計処理である。具体的には、取引日において経営者が投下した貨幣資本の大きさが測定属性だとすれば、取引日の為替レートにより換算がなされる。また、販売により回収される貨幣資本の大きさが測定属性であるとするれば、決算時の為替レートにより換算がなされることになる。なお、わが国の在外支店の換算会計処理は、基準設定当初から現在まで原則としてテンポラル法による。

②修正テンポラル法

修正テンポラル法は、昭和54～平成7年まで用いられたわが国独自の換算会計処理である。基本的には、その名が示すように、テンポラル法の特徴を備えているが、いくつか異なる点が存する。まずは、短期金銭債権債務と長期金銭債権債務で異なる為替レートを適用している点である。次に、当期利益と期末留保利益に決算日レートを適用している点であるが、いわゆる「換算のパラドックス」⁸⁾を回避するための工夫と言えよう。修正テンポラル法の最大の特徴点であると解する。親会社と在外子会社の取引を同一視し、資産・負債、収益・費用の換算にはテンポラル法を採りながらも、利益項目に関しては、現地通貨で稼得されたという実態を尊重し、決算日レートを適用している。最後に、換算差額を為替換算調整勘定で処理し、資産の部あるいは負債の部に計上している点である。

③決算日レート法

決算日レート法とは、利益項目を除いた外貨表示財務諸表項目の全てに、決算日レートを適用する再表示的換算会計処理である。そして現在、わが国の在外子会社の外貨表示財務諸表の換算会計処理として規定される唯一の会計処理である。決算日レート法を用いると、外貨で測定された在外事業体の業績や財務比率を保持したまま、本国通貨へ換算することができる。フローよりもストックを重視している点で、決算日レート法は、時価

6) FASB [1981], para.10

7) 本稿で紹介しない換算会計処理としては、流動・非流動法、貨幣・非貨幣法がある。

8) 「換算のパラドックス」とは、外貨で測定された業績は黒字であるにもかかわらず、報告通貨への換算を経て業績が赤字になってしまうことである。もちろんその逆もありうる。

主義へ傾倒しているとみられる。換算後の本国通貨による測定値は、外貨建資産を現時点において売却した場合に得ることのできるキャッシュ・フローの目安になると主張される。しかし、外貨での測定値が時価である貨幣性資産や流動性資産はともかく、取得原価により測定されている事業資産を決算日レートで換算する意味は明らかではない。為替レートが、長期的には各国間の国際貨幣購買力の比を表しているとするれば、その変動の背後には、財価格の変化が想定される。外国における一般購買力の変化や個別価格の変化を認識せず、本国通貨への換算の段階においてのみ国際貨幣購買力を反映した為替レートを適用することに、積極的な意義は見出せない。結果として表示される本国通貨建の資産価額は、その時点における時価を表したものではない。再表示的換算を全面適用する決算日レート法を批判にさらされることなく用いるためには、究極的には時価会計の導入が必要となるが、そのために克服すべき問題点は多い。⁹⁾

3-2-3. のれんの換算会計処理とその問題点

わが国では、在外子会社の外貨表示財務諸表の換算に決算日レート法が採用されていることを確認した。次に、のれんの換算会計処理に注目してみたい。2009年に在外子会社の連結会計処理が改正される前まで、のれんは親会社の投資から発生したものととして、連結修正仕訳上で認識されていたことは既に述べた。この時、取得を行った時点での円価額をもってのれんを測定し、当該円価額が事後において配分された。のれんの換算会計処理を考える必要は特になかったのである。しかし、2009年の改正によって、のれんは在外子会社の個別修正仕訳上で認識されることとなった。これに伴い、のれんの測定通貨は外貨となり、事後測定において逐次換算替が要求される。のれんの償却に用いる為替レートは期中平均レート、期末時や減損時の貸借対照表価額には決算日レートが用いられる。¹⁰⁾しかし、のれんが在外子会社の資産——

のれんの発現場所は在外子会社——であると決まったところで、それを事後測定において毎期決算日レートにより換算する必然性はない。改正前の会計処理と同様に、企業結合時点の円価額をもって、その後の原価配分の基礎とすることも否定されないはずだろう。他の資産の換算会計処理と整合性をとったのであろうが、そもそものれんが他の資産と同様の性質をもっていることは自明ではない。だからこそ、これまで、のれんの性質や認識・測定に関する議論が展開されてきたのである。のれんの性質を検討しないままに、決算日レートによる換算の対象とすることは問題がある。

以上が、外貨表示財務諸表の換算会計処理である。各々の会計処理を知ったところで、次にこれらを使い分けるための2つのアプローチを紹介する。

3-3. 外貨表示財務諸表の換算会計処理を使い分けるための二方法

①状況的アプローチ (situational approach)

状況的アプローチとは、換算会計処理を在外事業体の状況により使い分けようとするものである。在外事業体が、本国親会社の事業活動の延長的性格を有する場合の事業体を、従属的事业体 (dependent operations) と呼ぶ。他方、在外事業体の事業活動が、本国親会社に従属されていない場合には、当該在外事業体を独立的事业体 (independent operations) と呼ぶ。そして、従属的事业体には複数レート法を、独立的事业体には単一レート法を用いた換算を行う。本国親会社に従属している在外事業体は、当該親会社の視点から事業活動を行うため、本国通貨ベースで測定を行う。他方、本国親会社から独立して事業活動を行っている在外事業体は、現地国の通貨でキャッシュ・フローを稼得し再投資を行うのであるから、現地

9) わが国は、基本的に名目資本維持会計を堅持しており、時価主義の全面適用は見送られている。その背景には、金融資産と事業資産の期待する成果の違い、含み益の配当による債権者価値の毀損、会社法や税法への配慮といった理由が存在する。

10) これらの会計処理とその論拠は、企業会計基準委員会【2007】76～79項、日本公認会計士協会【2012】「会計制度委員会報告第4号 外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」を参照。

11) 在外事業体という用語は、在外子会社、在外支店を含む。

通貨で測定は終了しているものとされ、単一レートで本国通貨に再表示すれば足りる。

ここで問題となるのが、従属的事業体と独立的事業体をどのように識別するのかということである。従属的であるか、独立であるかを判断するためには、在外事業体と本国親会社との実質的な関係性をみなければならない。在外事業体の状況を判断するための指標としては、IASC【1993】para.26に例示が6つあるが、それに加え、事業計画と管理体制、ファイナンス形態、資本投資実態、人事政策やマーケティング、研究開発、責任中心点、業績評価、海外法制限等を挙げものもある¹³⁾。しかし、状況の判断に、経営者の恣意性が働いてしまう。同様の状況を有する在外事業体に異なる換算会計処理を適用してしまったり、異なる状況を有するものに同じ換算会計処理を適用してしまうおそれがある。

②機能通貨アプローチ (functional currency approach)

機能通貨アプローチは、在外事業体の主たる測定尺度すなわち機能通貨を客観的に決定し、換算会計処理を導出しようとする方法である。このアプローチの有効性は、機能通貨を客観的に判別することができるか否かにかかっている。ここで、機能通貨とは「企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨¹⁴⁾」と定義される。機能通貨は、販売価格への影響、販売市場、資金調達、内部会社間の取引などを指標に判断される。機能通貨判定のための指標のうち、いずれの項目を重要視すべきかについては特に明示されていないため、経営者の主観が入り込む余地が少なくないが、ひとたび機能通貨が決定されれば、換算会計処理も決まる。本国通貨が機能通貨であると判定されれば、複数レート法により機能通貨である本国通貨へ再測定

を行う。他方、本国通貨以外の通貨が機能通貨であると判定されれば単一レート法により本国通貨へ換算される。

選択される機能通貨のいかんによっては、為替リスクに曝される範囲も変化するため、在外事業体を多く有する企業にとっては、機能通貨決定の過程が非常に重要となる。また、基軸通貨を本国通貨とする米国や欧州の多国籍企業は、為替リスクが小さくなるかもしれない。流通量の多い基軸通貨は、在外事業体の機能通貨となる可能性が高いからである。対して、わが国の多国籍企業の場合、在外事業体の機能通貨が円であるとは考えづらく、決算日レート法による換算が頻発し、為替換算調整勘定が大量に生じるおそれがある。

3-3-1. 状況的アプローチと機能通貨アプローチの関係

状況的アプローチと機能通貨アプローチはともに、注目点は違えど、在外子会社の経営実態から測定通貨を決定し、会計処理を導く点は同じである。これは、本稿の主たる視点である「多国籍企業経営論」からの会計処理の検討と通底する。「多国籍企業経営論」の視点から会計処理を論じることが、これら2つのアプローチから会計処理を論じることと概ね等しくなる。それでは、いずれのアプローチが会計の対象となる在外子会社の経営実態をよりよく反映し、換算会計処理を導くに適しているだろうか。

本国通貨と現地通貨という2つの通貨の存在を前提とした場合、状況的アプローチは在外子会社の事業体としての性格を分類することで換算会計処理を決定し、機能通貨アプローチは機能通貨をもって換算会計処理を決定する。しかし、在外子会社が現地通貨と本国通貨以外の通貨も併せて取引を行う場合¹⁶⁾、状況的アプローチにはいずれの通貨をもって測定を行うかを判断できないという問題がある。その一方で機能通貨アプローチは、機能通貨を測定通貨とすることで、この問題を回避できる。しかし、機能通貨は、在外子会社を取り巻く経済環境で主に使用されている通貨に影響を

12) (a) 在外事業体に付与される自治権の程度、
(b) 親会社との内部取引の割合、(c) 資金調達元、
(d) 原料調達や給与支払いを行う通貨、
(e) 売上通貨、(f) 親会社のキャッシュ・フローが子会社の日々の活動に影響される程度

13) Amernic and Galvin【1982】p.36

14) IASB【2003】IN.6

15) 詳しくはFASB【1981】para.42およびIASB【2003】para.9-14参照。

16) ユーロ導入を機にこのような問題が起こった。現地通貨はポンドであるが、ユーロや円をも用いて取引を行う場合がこれに当たる。

受けやすい。また、機能通貨の判断指標は、通貨に関連したものに限定されており、その結果、親会社と在外子会社の間の実質的關係を示す通貨に還元できない指標（研究開発やマーケティング、人事政策、責任中心点、現地法のあり方等）は考慮されづらい。機能通貨と呼ぶべき測定通貨を決定したとしても、親会社と在外子会社の実質的な関係からみた最終的な測定通貨が異なることは十分考えられる¹⁷⁾。会計基準上、機能通貨アプローチは状況的アプローチの考え方を包含しているとされるが、通貨に関する指標のみに着目する以上、機能通貨アプローチが状況的アプローチの上位概念であると解することはできない。在外子会社の経営実態は通貨に関係した指標だけでなく、他の指標とあわせて総合的に判定されるべきである。

つまり、在外子会社が個別財務諸表を作成するための測定通貨を決定する局面で機能通貨アプローチが有用であっても、連結財務諸表を作成するための測定通貨は、親会社と在外子会社の実質的關係をより深くみることのできる状況的アプローチによって決める。ただし第4節以降の考察は、在外子会社の個別財務諸表が既に外貨で作成されていることを前提としているため、状況的アプローチから換算会計処理を導くことが本稿の課題となる。状況的アプローチによる換算会計処理は、機能通貨アプローチを適用したときにみられる各国通貨間の力関係が及ぼす財務的影響を小さくし、さらに、外貨表示財務諸表の換算会計処理のみならず、資本連結会計処理をも導きうる。

3-4. 状況的アプローチからみる対外 M&A の会計処理

これまで、対外 M&A の会計処理の特徴点を述べるとともに、それを問題点とした。1つは、

17) IASB【2003】は、従属的事業体でありながら機能通貨が外貨であるケースがありうるか検討しているが（BC.6）、結局当該ケースをしりぞけ、機能通貨アプローチで状況的アプローチを代替している。しかし、わが国が輸出入取引に用いる通貨は、過半において米ドルである事実を考慮すれば、親会社に従属しながらも主たる経済環境の通貨が外貨である在外子会社の存在は否定できないと考える。

のれんの発現場所が親会社の投資から在外子会社へと変わり、それに伴い会計処理も変わったことである。もう1つは、のれんが在外子会社の資産だとして、毎期決算日レートにより換算されることである。これらの会計処理を導く在外子会社の経営実態があるとすれば、それはどのようなものか。状況的アプローチを援用すれば、それは独立的事業体となる。在外子会社が、親会社による経営への干渉を受けず自立的な経営を行っているならば、結合シナジーの生じる余地は少ない。のれん勘定は、全て在外子会社の個別のれんということになり、在外子会社の個別修正仕訳上でそれを認識する会計処理は正当化される。また、自立的な経営を行う在外子会社を前提とすると、外貨により測定された業績や財務比率を保持したまま本国通貨へ換算する目的が優先され、のれんの経済的実態は考慮されない。独立的事業体の下では、のれんが子会社の資産とされた時点で決算日レートによる換算が不可避となる。

小括

第3節では、対外 M&A に関する資本連結会計処理、外貨表示財務諸表の換算会計処理をみてきた。「多国籍企業経営論」の視点、すなわち状況的アプローチから両会計処理を分析し、ともに強い独立性をもった在外子会社が前提とされていることを示した¹⁸⁾。在外子会社の独立性が強まった結果、のれんは、在外子会社を発生源とするものに限られ、子会社個別修正仕訳上にて認識される。また、外貨で測定された在外子会社の業績を保持するための決算日レート法の適用も、独立的在外子会社の存在が背景にある。

しかし、会計が、一面において、財の実質を写像するための行為だとすれば、在外子会社の経営実態をただ1つに限定することには違和感を覚える。そこで、次節以降では、状況的アプローチを応用して在外子会社の経営実態をいくつかに分類

18) 決算日レート法の根拠文からも、わが国の在外子会社が独立的事業体とされていることがわかる。「在外子会社等の独立事業体としての性格が強くなり、現地通貨による測定値そのものを重視する傾向が強まった」外貨建取引等会計処理基準の改訂についてⅡ-3-(1)

し、それに見合う会計処理を導いてみたい。このとき、恣意性が介入すると指摘される状況的アプローチの指標を独自に構成しなおすことになる。研究開発や人事政策の態様といった以前から存在する指標も加味しつつ、親会社と在外子会社の実質的關係、支配関係に注目した分類を試みる。

4. 在外子会社の経営実態

4-1. 形式的資本支配と実質的資本支配の区別

連結財務諸表は、「支配従属関係にある2つ以上の企業からなる集団（企業集団）を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を総合的に報告するために」作成される¹⁹⁾。だとすれば、在外子会社が親会社から独立して経営を行っている場合、そもそも連結の範囲に含めることが適切なのかという批判がある。それによれば、連結の範囲に含まれる在外子会社は、親会社の支配下に置かれた従属的事業体とみなされ、テンポラル法が適当な換算会計処理であるということになる。しかし、この批判に対しては、本国親会社が在外子会社の持分を支配し、配当を強制する権利を有しているのであれば、在外子会社の経営実態に依らず、1つの組織とみなすことができるという再批判が可能である。すなわち、資本出資による形式的な支配と、経営に対する実質的な支配は別物であり、このように支配概念の区別を行うことで、経営実態の多様性を認めうるのである。資本出資がある以上、在外子会社が稼得した利益がいずれ親会社に帰属することは避けられないが、そのことが、在外子会社の経営実態までも規定することにはならないと解する。

4-2. 在外子会社の経営実態の4分類

在外事業体の経営実態として今まで想定されてきたものには、先に挙げたように本国親会社との関係性を判断基軸とした場合の、従属的事業体と

独立的事業体がある。しかし、多国籍企業経営論²¹⁾に関する資料をみていくと、この分類法は粗いとともに、不十分であると感じる。というのも、親会社に従属しているか否かは相対的な判断にならざるをえない。だとすれば、いくら分類をするための指標を増やしたところで、最後には経営者の主観性が介入せざるをえない。従属的事業体とも独立的事業体とも言い切れないものを、無理やりどちらかに分類するという意味では、この二分法は粗い。そして、グローバル化が進むと、多国籍企業は親会社と在外子会社を一体的に管理することになる。すなわち、グローバルネットワークをまとめる機能をもつ新たな機構が、製品ごとあるいは地域ごとに管理を行うのである。この時には、もはや在外子会社が親会社に従属しているとかしていないという概念は消失していると言える。したがって、それに見合う経営実態の型が用意されても不思議はなく、現状の二分法では不十分ということになる。以下では、従来の2つの型に加えて²²⁾、新たに2つの型を紹介し、明確にそれらの性格を区分する。なお、以下の分類は主に製造業を営む在外子会社を念頭においたものである。

①従属型

従属型の在外子会社は、親会社と不可分の経営実態を有するものを指す。親会社は、相対的に低賃金な国の企業を、垂直的統合あるいは水平的統合により内部化する。在外子会社は主に労働集約的な生産工程を担い、開発や販売等の高付加価値部門は親会社が有している。親会社は、現地国へ設備や技術を移転し、人材の派遣による指導や管理を行う。これにより、低コストかつ一定程度の質を保った製品の生産が可能となる。生産要素価格を下げることで利益率を高めることを狙いとしているのである。親会社が享受するコストシナジーは大きいものと予想される。

従属型の在外子会社の要諦は、製品サイクルのうち、付加価値の低い川中工程を担っているとい

19) 企業会計基準第22号連結財務諸表に関する会計基準1項

20) 白木【2000】p.44には、「支配」の2とおりの解釈が述べられている。

21) Iguchi【2006】、浅川【2003】、関下【2002】【2006】等参照

22) 従来の状況的アプローチで用いられている「従属型」、「独立型」という名称自体は残しているが、以下で展開される試案では、これらを新たに定義しなおしている。

うこと、ゆえに、親会社は現地国の相対的低賃金の恩恵を享受し、コストシナジーを発生させる余地が大きいということにある。親会社なくしては在外子会社の操業はままならない。

②独立型

独立型の在外子会社とは、現地国において自立的な経営を行っているものを指す。自立的経営といっても、経営理念やビジョン、戦略は親会社と共有している場合と、戦略も含め完全に在外子会社の自治に任されている場合がありうる。いずれにせよ、親会社と比べて遜色のない、質の高い設備や技術水準を有し、開発やデザイン工程といった高付加価値部門を担う在外子会社が想定される。優れた能力をもつ現地の開発者や経営者があり、この時、賃金水準はもはや低位にはないだろう。コストシナジーはほぼ消失し、その他の結合シナジーを期待することとなる。究極的には、親会社のブランドが超過収益を生まなくなるところまで在外子会社自身のブランドが確立しているかもしれない。そうなれば、結合シナジーを生まない在外子会社を形式的に資本支配しているに過ぎない。親会社は在外子会社に対して、持株会社として君臨し、形式的資本支配による利益の吸い上げのみを目的とすることになる。

現地で資金調達を行い、投資・回収・再投資を行っていれば、会計的には在外子会社は親会社から独立しているとも考えられる。しかし、資金態様のみに着目して経営実態をみているわけではないので、ひとまずここでは、戦略より下位の総合的経営意思決定権を在外子会社が握っていることをもって、独立型とおくことにする。

③複合型

複合型という名称は、従属型と独立型の折衷的な型という意味で用いている。従属型は、親会社と不可分の在外子会社を表していた。しかし、在外子会社は、徐々に自治力を発揮するようになる。例えば、購買や販売、現地人材の採用など個別計画に関する意思決定を行うようになってくる（現地政府によるローカルコンテンツ率引き上げの要請が契機となる場合もある）。さらには、親会社が開発したハイエンドの製品を扱いつつも、現地国のニーズにそぐうローエンドの製品を独自に開発・生産・販売することもありうる。これは現

地国の技術水準や経営能力が陶冶されてきたことを示す。現地国の賃金水準は高まり、親会社がいづまでもコストシナジーを享受することはできなくなる。コストシナジーは、現地従業員の人件費に転嫁され、ブランドによる販売シナジーなどの結合シナジー中に占める割合が増加するだろう。

複合型の在外子会社は、自身の技術力を高め、派生商品の開発・生産・販売を一貫して行いうる素地を有する点で、従属型と異なる²³⁾。しかし、親会社の戦略や総合的経営意思決定の影響からは逃れられない点で、独立型には至らない。また、在外子会社が製品多角化を行っている場合に、親会社が特定の製品事業部のみを内部化し実質的支配下におく一方で、他の製品事業部の運営に関しては現地国の裁量に任せているとすれば、これも複合型であると言えよう。

④国際型

グローバル化が進行すると、もはや親会社と在外子会社という切り分けをすることに意味がなくなる。親会社も在外子会社も、多国籍企業ネットワークを構成する企業ということではならなくなり存在だからである。資本関係が存在しているため、形式上の親会社に利益が集まることは避けられないとしても、経営面において、親会社と在外子会社は同列に扱われると観念できる。そして、これら多国籍企業ネットワークを統括する機能をもった機構が待望される。実質的な本社機能を有した機構が、多国籍企業全体的な観点から製品事業部別あるいは地域事業部別に戦略を練り、経営意思決定を行うことになる。

留意点としては、在外子会社が、親会社とは独

23) 複合型は、従属型と独立型に当てはまらない在外子会社を消極的に分類するために設けた型ではない。親会社の実質的支配下にありながら、現地独自の研究開発成果として新製品や特許を生み出している在外子会社は相当数存在すると考える。

また、複合型は Pearce [1999], Iguchi [2006] でいう、RPS (Rationalised Product Subsidiary) にも近い。RPS は、現存する技術の範囲内で、生産の合理化や専門化を図る。第三国への輸出活動も行うが、最終製品を構成する部品の製造にとどまり、自治力は高くない。この点で複合型と親和的である。

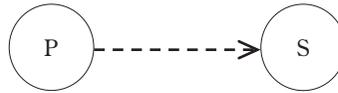
図表 4-1 経営実態の4分類 (P は本国親会社, S は在外子会社を表す)

①従属型



親会社と不可分の在外子会社

③複合型



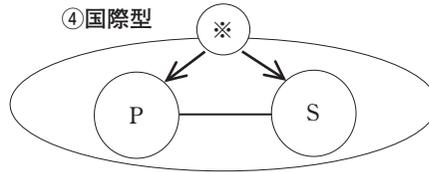
親会社の影響力と在外子会社自治の混在

②独立型



親会社の在外子会社への経営一任

④国際型

親会社と在外子会社の一体的経営
※実質的本社機構からの一元的管理

立に経営意思決定を行うようになる「経営の現地化」の進展と、多国籍企業グループ一体の経営を指向する「経営の国際化」の進展を混同しないことである。従属型では、親会社の中央集権的な性格が目立ったが、複合型、独立型と現地化が進むにつれ、分権的性格を強めていく。しかし、国際化が進展すると、再び本社機構が権力を掌握することになる。

資本コストの低い地域にて資金調達²⁵⁾がなされ、資金管理も全社的に行われる。賃金水準、技術水準を勘案しながら生産工程を置く場所を選択し、多国籍企業ネットワークを駆使して販売・マーケティングを展開する。そして、獲得した利益は、節税対策も兼ねて、特定の低税率国に存する金融子会社に操作・移行される可能性もある。国際型の多国籍企業は、財務シナジー、コストシナジー、販売シナジーの最大化に資するための経営を行うことになる。

24) 小林【1983】p.5

25) 企業が、税引後連結利益の最大化を目指し、資金、為替を集中的かつ効率的に管理するために用いるシステムを、グローバル・キャッシュ・マネジメント・システム (GCMS) という。塘, 浅田【2004】

小括

以上、在外子会社の経営実態を4つに分類した²⁶⁾。図表4-1は、これら4つの経営実態を可視化したものである。

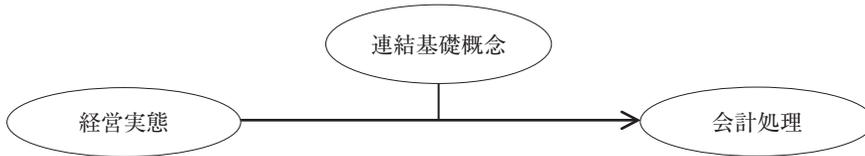
5. 経営実態と会計処理の関係

第4節では、在外子会社の経営実態を4つに分けて、それぞれの特徴を具体化するように努めた。この節では、これら4つの経営実態と結びつきうる会計処理について論じたい。ここで言う会計処理とは、具体的に、企業結合時点における資本連結²⁷⁾会計処理および、在外子会社の外貨表示財務諸

26) 在外子会社は、時を経て進化することがありうる。ただし、その進化過程に唯一のものではなく、外的・内的要因、戦略の変更等に合った経営実態を選択する。従属型から独立型を経て国際型へ進化する傾向を指摘する研究成果もあるが、それは絶対的なものではない。また、以上4つの型で、ありうべき経営実態を全てカバーできているとは言い難いが、親会社と在外子会社の間²⁷⁾に存する支配関係に着目した分類としては適当であると考え。在外子会社の分類を紹介している著作としては浅川【2003】等を参照。

27) なお、本稿では、少数株主は存在しないと仮定しているため、資本連結会計処理はのれんの会計処理と概ね同義となる。

図表 5-1 経営実態, 連結基礎概念, 会計処理の関係図



表の換算会計処理を指す。また、経営実態と会計処理を直接的に結びつけることもできるが、両者を媒介する連結基礎概念の検討も併せて行う(図表5-1)。

①従属型と会計処理の関係

・資本連結会計処理

従属型の在外子会社の特徴は、現地賃金水準が相対的に低く、労働集約的な作業工程を担うというものであった。親会社の生産工程の一部を担う垂直統合型や、親会社と同一工程を操業する水平統合型の在外子会社がある。いずれにせよ、親会社からの技術、設備の移転や本社社員による指導・管理が行われている。こうした状況において、在外子会社自体に超過収益を生み出す源泉が存在しているとは考えにくい。むしろ、現地国の低賃金を生かしたコストシナジーや、親会社のブランド力を用いた販売シナジーといった結合シナジーの創出に重きがおかれる。このように、在外子会社に存在する個別のれんが極めて少ないとすれば、企業結合によって発生する結合シナジーが、のれん勘定の殆どを占めるであろう。そして、その結合シナジーを享受する主体が親会社だとすれば、のれんは親会社に帰属することになる。のれん——結合シナジー——は、連結修正仕訳にて当初認識がなされ、その測定値は企業結合時点の為替レートを用いた円価額で固定され、事後測定もなされることになる。

・外貨表示財務諸表の換算会計処理

在外子会社は、親会社に従属しており、親会社

からの一元的な支配管理に服する。したがって、従属型の在外子会社が行った取引は、親会社が行った取引であると擬制される。在外子会社の財務諸表に計上された項目は、全てそれらに関する取引が発生した日の為替レートにより換算されることになる。本国通貨への換算後も財の測定属性は維持され、これはまさしくテンポラル法の適用である。従属型の経営実態は、テンポラル法による換算会計処理を導くことになる。

・連結基礎概念³⁰⁾

従属型の経営実態と整合的な連結基礎概念としては、親会社概念が妥当するだろう。親会社概念の下では、連結財務諸表は、親会社株主に対して、企業集団全体の財政状態および経営成績を明らかにするために作成される。親会社の視点から会計が行われるとすれば、親会社の投資から発生するのれんは親会社に帰属するし、在外子会社の外貨建取引も親会社が行ったかのように本国通貨へ再測定される。白木【1995】³¹⁾は、テンポラル法を「在外投資を国内の投資と区別せず、かつ、継続していくことを前提に、いわば、親会社の立場から長期的視点に立脚した方法として捉えることができる。」と評している。

②独立型と会計処理の関係

・資本連結会計処理

独立型の経営実態を有する在外子会社は、現地国において、開発から販売にいたる全ての製品サイクルを完結させる。そして、全社的な戦略に従うかはともかくとして、経営に関する意思決定の全権を、現地の管理者が有しているとみなした。かつてなく在外子会社の自治力が高まり、現地化

28) いかなる主体の目線から連結財務諸表を作成するかを説明するために用いられる概念である。主体の違いによって、会計処理も異なりうる。

29) この考え方自体は、2009年に在外子会社の連結会計処理が改正されるまで用いられていた。企業会計基準委員会【2007】76, 79項。

30) 連結基礎概念に関して述べている著作は様々あるが、会計主体論と連結基礎概念を共に用いて会計処理を考察するものに黒川【1998】がある。

31) 白木【1995】p.143

が進展している状態であると言え、それは、在外子会社独自の個別のれんも相対的に増価していることを意味する。企業結合により生じる結合シナジーを分析すると、コストシナジーは相当程度消失し、販売シナジーや生産に関連しない結合シナジーが主となるだろう。それどころか、究極的には、現地におけるブランド力は、本国親会社よりも在外子会社に分があり、結合シナジーは全て在外子会社の個別のれんに代替されてしまうかもしれない。このような限界的なケースまで想定すると、のれん勘定を全て在外子会社の個別修正仕訳にて認識する会計処理が正当化されよう。

・外貨表示財務諸表の換算会計処理

独立型の経営実態においては、現地における資本の管理・運用の顛末を尊重することに重きが置かれる。したがって、財務諸表項目は、外貨により測定された財務比率を維持するべく、全て決算日レートで換算される。たしかに、現地において資金調達がなされ、投資・回収・再投資が行われていれば、もっともな換算会計処理である。しかし、その一方で決算日レートによる一律換算の問題は看過できない。外貨で取得原価評価された資産にとり、決算日レートの適用はそぐわない。現地で利益が生じたという実態を示したければ、すなわち換算のパラドックスを避けなければ、利益項目に関して決算日レートをを用いばよいだらう。他方で、利益以外の財務諸表項目は、再測定の対象とする。これは、修正テンポラル法に他ならず、決算日レート法の問題点を解消している。この時、在外子会社の個別修正仕訳上で認識したのれんを、いかなる為替レートにより再測定するかという難問が生ずる。これを検討するためには、「外貨換算会計論」と「企業結合会計論・無形資産会計論」の視点が必要となるが、本稿では多国籍企業経営論と会計処理の関係に焦点を当てているため、今後の課題とする。さしあたり、事業資産とみなし、取得日レートを適用すると解しておこう。

決算日レート法の批判に終始せず、擁護する論拠についても考えてみたい。それは、独立型の在外子会社の買収を、実物投資というよりも金融投資であると解することである。支配権の獲得が付随しているが、あくまでも金融投資の一環であり、株式の値上がり益および配当収入を目当てとする。

在外子会社の業績が悪化すれば、ポートフォリオの組み替えのごとく投資の売却をを行う点では、売買目的有価証券と大差ない。親会社の在外子会社に対する形式的資本支配が存在している以上、投資勘定は関係会社株式として親会社の個別財務諸表上で取得原価評価されるが、金融投資と考えれば、本来的には時価評価される筋合いにある。そして、連結修正仕訳において、親会社が保有する金融資産としての関係会社株式を、在外子会社の資産・負債の時価で置換する。これにより、決算日レートによる一律換算も肯定される。さりとて、親会社の個別財務諸表において、関係会社株式を取得原価評価していることや、在外子会社の事業資産・負債の外貨価額が取得原価³²⁾であるにもかかわらず、決算日レートを適用しているという問題は残る。ただし、後者においては、これまでと異なり、決算日レートの一律適用が問題ではなく、むしろ、事業資産・負債の取得原価による測定が問題となるのである。これにて、決算日レート法の短所は解消された。

・連結基礎概念

独立型の経営実態に沿う、連結基礎概念を考えてみよう。結論的に言えば、それは比例連結概念となる。とはいえ、比例連結概念は、資本主理論や親会社概念と親和的であり、親会社の視点から会計を行う以上、在外子会社独自の視点が欠落している。しかし、親会社の在外子会社への投資が実質的な金融投資であるとすれば、在外子会社の連結は、子会社株式の時価評価を代替するものでしかない³⁴⁾。だとすれば、自らの投資持分の変動のみ把握できればよく、在外子会社独自の視点から

32) 支配獲得時点において、全面時価評価法により子会社の資産・負債を時価評価しても、それ以降再評価を行わなければ、それは取得原価による評価である。

33) 米国、国際会計基準のように、のれんを規則的償却せず減損処理のみによって事後測定する場合、のれんは時価(=回収可能額)で評価されているとみなせる。実質的な金融投資に該当する企業結合と、米国・国際会計基準が規定する会計処理は整合的かもしれない。

34) なお、この場合、個別財務諸表上における子会社株式の時価評価も、検討されるべき論点となるかもしれない。

会計処理を考える必要がなくなる。ただし、比例連結概念を用いると、少数株主が存在する場合において全部連結が否定されかねない。自らの投資の規模、運用の成果さえ示せば、少数株主持分にかかる資産・負債をどのように認識・測定しても構わないといった議論もできるが、³⁵⁾少数株主持分を含めた考察は今後の課題としたい。

③複合型と会計処理の関係

・資本連結会計処理

複合型の経営実態をもつ在外子会社の特徴は、親会社の戦略や総合的経営意思決定の下に服しながらも、現地ニーズに適当な仕様の製品を独自に製造していたりするものである。また、ある製品事業部に関しては、親会社の指揮命令系統下にあるが、別の製品サイクルは現地で完結させているものも含むとした。現地国の技術水準や工員の能力は高まっており、他の地場企業に比して超過利益を獲得する素地が、在外子会社自身にあると言える。つまり、在外子会社自体に個別のれんが生じている。従属型の場合に親会社が享受しえた結合シナジーのうちの一部が、在外子会社の個別のれんへ転嫁されたのである。したがって、理論的に言えば、連結修正仕訳において生じるのれんは、一部を在外子会社の個別のれんとして、残部を結合シナジーとして分離して認識することになる。結合シナジーに関しては、従属型と同様に、親会社に帰属すると考える。

・外貨表示財務諸表の換算会計処理

複合型の在外子会社では、一部は親会社の指揮命令系統下でありながら、他方では自治力を発揮している。親会社が取引を行ったかのように擬制しつつも、他方では、現地の業績、財務比率を尊重する必要がある。素直に考えれば、キャッシュ・フローを生成する最小単位となる資金生成単位ごとにグルーピングを行い、測定を分けることがありうる。親会社の指揮命令系統下にある製品事業部・製品ラインに関する財務諸表項目はテンポラル法により換算を行い、在外子会社の自治により資本循環を行っている製品事業部・製品ラインに関する財務諸表項目は、決算日レート法に

より換算する。在外子会社の個別修正仕訳上で認識される個別のれんは、テンポラル法を適用した場合には取得日レートで再測定され、決算日レート法を適用した場合には決算日レートで再表示される。

しかし、複合型の在外子会社にある程度の自治力を認めたとしても、親会社の総合的経営意思決定の下に服することを考えると、在外子会社は親会社の一部であるとも言え、その場合にはテンポラル法一本による再測定が適当であろう。在外子会社の個別修正仕訳上で認識される個別のれんは、取得日レートにより再測定する。

・連結基礎概念

在外子会社の中に、親会社に従属している資金生成単位と自立的な資金生成単位が存在している場合、何らかの連結基礎概念を用いてグルーピングによる会計処理を演繹することは可能であろうか。一方では、実質的資本支配による親会社目線の経営が企図されながらも、他方では形式的資本支配による投下資本の回収局面がクローズアップされる。このような決して単純とは言えない経営実態にそぐう連結基礎概念について思考を巡らせてみたが、中々腑に落ちる解がない。しいて言うなれば、各資金生成単位を管理する者の観点から会計を行いうる企業観が符合する。複数主体の観点から会計を行う連結基礎概念は見当たらないが、会計主体論へ視野を広げれば手掛かりがあるかもしれない。持分理論やコマンダー理論は有力な候補となりうる。

また、親会社の経営意思決定の影響を免れないという性格に着目すれば、従属型と同様、親会社概念が妥当であろう。

④国際型と会計処理の関係

・資本連結会計処理

国際型の経営実態をもつ在外子会社は、製品別事業部制や地域別事業部制をとる多国籍企業の一部を構成する。親会社からの形式的資本支配はあるものの、本社機構により全社的な観点から、親会社と在外子会社は一体的に管理される。ここでは、基本的には全体最適を考えながら、資本コストの低い地域での資金調達、相対的に低賃金な場所における生産、低税率国における利益管理を行うだろう。したがって、先にも述べたように、財

35) 親会社概念と全部連結の関係を考察した論稿としては、高須【1997】を参照されたい。

務シナジー、コストシナジー、販売シナジーといった結合シナジーの、グループ全体での最大化を達成する。もちろん、在外子会社独自の個別のれんの存在も否定されない。個別のれんと結合シナジーは分離されるべきものではあるが、親会社と在外子会社が機能的に一体であるとすれば、その帰属や認識の主体を細かくみることに今までほど意義はないかもしれない。のれん勘定は、連結修正仕訳において一塊の資産として認識されることに納得がいく。

・外貨表示財務諸表の換算会計処理

国際型において、親会社と在外子会社という区別は意味をもたず、むしろ連結企業集団としての観点が重要となる。製品別事業部制にしる、地域別事業部制にしる、親会社とはまた異なった、本社機能を有する機構からの戦略および経営意思決定に従う。すると、注目すべきは、全社の財務計画が、いかなる通貨にて組成されているかである。もしも、報告通貨である本国通貨を用いて財務計画が立てられているならば、多国籍企業を構成する企業が行ういかなる取引行為も本国通貨によってなされたものとみなし、テンポラル法による再測定が適当となる。逆に、本国通貨以外の通貨により財務計画が立てられているならば、親会社の取引も含め全ての取引行為は、当該通貨で行われたものとみなす。すなわち、財務計画のベースとなる外国通貨へと全ての財務諸表項目を再測定した後、報告通貨へ再表示されることになる。

要するに、財務計画³⁶⁾に用いられる通貨への再測定の換算が行われる。そのうえで、財務計画に用いられる通貨と最終的な報告通貨が異なる場合には、報告通貨への再表示的換算が加わるのである。

36) 財務計画のベースとなる通貨と機能通貨を同じとはみていない。機能通貨は、取引の実態から判定するのが普通であり、またその実態が変化すれば機能通貨も変わる。しかし、財務計画のベースとなる通貨は、経営者の意図や親会社の本籍地といった取引実態とは関係のない要因によって決めることができる。取引実態が変化しても、財務計画通貨を変えることは当然に要求されない。実際、機能通貨を判定するための指標には、資金調達に用いる通貨は含まれていても財務計画のベースとなる通貨は含まれない。

・連結基礎概念

国際型は、親会社と在外子会社が一体となり、企業集団全体の利益最大化を目指すものであった。この時、連結財務諸表は、親会社の株主や債権者、少数株主に対し、法的な境界を超えた経済的実体の財政状態や経営成績を表すことになる。企業集団全体の観点から会計を行うことになり、それは経済的単一体概念に他ならない。のれんは、企業集団全体に帰属し、全社的な財務計画に用いられる通貨への再測定の換算がなされるという会計処理とも矛盾しない。

以上、4つの経営実態と会計処理の関係を論じた。最後に、これまでの結論を設例5-1に要約し、この節を終えることにしたい。

6. おわりに

本稿は、対外M&Aの会計処理の検討を対象としたものであった。対外M&Aの会計処理を論じるために必要な視点は、少なくとも3つあると考え、それらを、「外貨換算会計論」、「企業結合会計論、無形資産会計論」、「多国籍企業経営論」とした。そして、今回は、「多国籍企業経営論」の視点に主眼をおくことにした。より具体的に言えば、在外事業体の経営実態と会計処理に関する考察を行った。じっさい、わが国の対外M&Aに関する会計処理は、強い独立性をもった在外子会社が前提とされ、在外子会社自身もつ競争優位を表すためののれん会計処理や、現地通貨により測定された在外子会社の業績を保持するための換算会計処理が規定されているのである。しかし、会計が、一面において、財の実質を写像するための行為だとすれば、在外子会社の経営実態をただ1つに限定することには違和感がある。そこで、在外子会社の経営実態を4つに分類し、それぞれに適合するような会計処理を導出するよう試みた。結果は、本論に示したとおりであるが、課題もいくつか残っている。まず、本稿では、のれんの当初認識のみをみてきたが、償却や減損を含めた事後測定には踏み込めていない。また、少数株主持分が生じる場合の換算会計処理も論点となりうる。むしろ、「多国籍企業経営論」の視点のみから、

設例 5-1

日本で登記設立されたP社は、×0年度末に外国のS社を株式交換により完全子会社化した。なお、設例の単純化のため、子会社はS社のみであるとし、親子会社間での内部取引は存在しないものとする。少数株主や税金についても考慮しない。

前提：S社純資産簿価（＝時価）20\$ S社純資産内訳：資本金10\$ 利益剰余金10\$
 買取対価30\$ ×0年度末為替レート100円/＄
 S社企業価値は経営実態ごとに異なると仮定

| 経営実態 | S社企業価値 | S社個別修正仕訳 | 連結修正仕訳 単位(円) | 外貨換算会計処理 | 企業観 |
|------|--------|-----------------------------------|--|--|-------------------------------------|
| 従属型 | 20\$ | 仕訳なし | (借) 資本金1,000 剰余金1,000 結合シナジー 1,000 / (貸) S社株式3,000 | テンポラル法 | 親会社概念 |
| 独立型 | 30\$ | (借) のれん10\$ / (貸) のれん10\$ 評価勘定 | (借) 資本金1,000 剰余金1,000 のれん評価勘定1,000 / (貸) S社株式3,000 | 決算日レート法 又は 修正テンポラル法 | 比例連結概念 |
| 複合型 | 24\$ | (借) のれん4\$ / (貸) のれん4\$ 評価勘定 | (借) 資本金1,000 剰余金1,000 のれん評価勘定400 結合シナジー 600 / (貸) S社株式3,000 | 資金生成単位ごとにグルーピングを行い、状況に応じ再測定と再表示を使い分ける 又は テンポラル法 | 資金生成単位の管理者の視点から会計を行う企業観、 又は親会社概念 |
| 国際型 | 25\$ | 仕訳なし | (借) 資本金1,000 剰余金1,000 のれん1,000 (のれん勘定には、S社個別ののれんと結合シナジーが含まれる) / (貸) S社株式3,000 | 財務計画に用いられる通貨へ再測定 —テンポラル法 必要であれば、報告通貨へ再表示 —決算日レート法 | 経済的単一体概念 |

これらを議論することは難しい。今後も、特定の視点を中心に据えつつ、他の視点も十分に考慮し、研究を進めていきたい。

参 考 文 献

- Amernic, Joel H. and Brian J. B. Galvin, "Foreign Currency Translation", *CA Magazine*, Vol.115, No.3, 1982, pp.30-37.
- FASB (Financial Accounting Standards Board), Statement of Financial Accounting Standards No.52, "Foreign Currency Translation", 1981.
- IASB, International Accounting Standard 21 (revised 2003), "The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates", 2003.
- IASB, International Accounting Standard 21 (revised 1993), "The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates", 1993.
- Iguchi, Chie, "Subsidiary Evolution and the Emergence of Competence Creating Subsidiaries in Host Developing Countries", *The Ritsumeikan Business Review*, Vol.45, No.1, 2006, pp.43-84.
- Pearce, R., "The Evolution of Technology in Multinational Enterprises: The Role of Creative Subsidiaries", *International Business Review*, Vol.8, No.2, 1999, pp.125-148.
- 浅川 和宏『グローバル経営入門』日本経済新聞社、2003年。
- 企業会計基準委員会『企業結合会計の見直しに関する論点の整理』ASBJ、2007年。
- 黒川 行治『連結会計』新世社、1998年。
- 「企業結合に関するのれんの会計の論点」『会計』第165巻第5号(2004年), pp.688-700。
- 小林 規威『日本の多国籍企業——国際比較の視点からの研究』中央経済社、1983年。

- 柴 健次「外貨換算方法の選択に関する具体的検討」『会計』第129巻第2号（1986年），pp.305-316。
- 白木 俊彦『外貨換算会計基準の国際的調和』中央経済社，1995年。
- 「我が国外貨会計基準の新展開」『産業経済研究所紀要』第10号（2000年），pp.35-47。
- 白鳥 庄之助「企業国際化と財務会計論の展開」『会計』第118巻第4号（1980年），pp.519-536。
- 関下 稔『現代多国籍企業のグローバル構造』文眞堂，2002年。
- 『多国籍企業の海外子会社と企業間提携』文眞堂，2006年。
- 染谷 恭二郎「為替相場の変動と会計」『会計』第101巻第2号（1972年），pp.268-282。
- 高須 教夫「親会社説の踏襲——「所有」概念と「支配」概念の錯綜」『企業会計』第49巻第13号（1997年），pp.1821-1828。
- 塘 誠，浅田 孝幸「郵送調査からみた国際財務管理と責任会計」『摂南大学経営情報学部論集』第11巻第2号（2004年），pp.41-60。
- 日本公認会計士協会『会計監査六法』日本公認会計士協会出版局，2012年。
- MARR「〔特集〕2013年の日本経済とM&A動向」レコフデータ，2013年第2号。
- 吉原 英樹『日本企業の国際経営』同文館出版，1992年。
- 山内 暁『暖簾の会計』中央経済社，2010年。
- [慶應義塾大学大学院商学研究科後期博士課程]